パラグライディング公認大会規則　【改定日：2019 年 1 月 1 日】
赤字修正箇所　（青字その説明）

この規則の基本的主旨は大会の安全の確保にある。規則は申請、施設、大会運営に関するものに大別される。大会の公認を希望する主催者は、JHF 所定の大会公認申請用紙に必要事項を記入し必要書類（大会要項、競技規則、エリア地図（例えばエリアの状況が分かる等高線の入った 5 万分の 1 の地図））を大会開始２カ月（PJL、PJ2L およびアキュラシージャパンリーグ対象大会はエントリー受付締切日の２か月）前までに JHF 事務局に提出のこと。

（A）JHF パラグライダー公認大会の申請手続き
大会の公認を希望する主催者は JHF パラグライディング公認大会申請用紙に必要事項を記入し必要書類と公認大会申請料２万円を JHF 事務局まで提出すること。
電子データがある場合は電子データでの提出でもよい。

1. 受付期限
   PJL、PJ2L、アキュラシージャパンリーグ対象大会：エントリー受付締め切り日の２ケ月前まで
   その他の大会：大会開始２ケ月前まで
2. 公認大会申請用紙と必要書類の送付先
   公益社団法人　日本ハング・パラグライディング連盟事務局
   〒114-0015 東京都北区中里 1-1-1-301　Phone: 03-5834-2889
   info@jhf.hangpara.or.jp
3. 公認大会申請料の送り先
   銀行振込または郵便振替に限り、現金は受け付けないものとする。
   銀行振込　三井住友銀行小石川支店(普)3488605　日本ハング・パラグライディング連盟
   郵便振替　00180-8-650201　日本ハング・パラグライディング連盟
4. 大会の公認
   大会の公認は、提出された書類が審査の結果、問題がなければ公認大会として認定する。問題点がある場合には問題箇所の訂正をした後に公認大会として認定する。

（B）施設に関する規則
1. テイクオフエリアはキャノピーの開傘を確認してからテイクオフ出来る程度に十分広いこと。
2. テイクオフエリアは特別なテクニックを必要とせずテイクオフ出来る様に整備されていること。
3. ランディングエリアは最小でも直径５０ｍの円がかける、ほぼ平面であること。
4. ランディングエリアは参加選手の技量に応じたサイズのものとする。
5. ランディングエリアは危険となるような穴、切り株、立木等の障害物がないこと。
6. フライトコース内に安全に降ろせる緊急ランディング場が確保されていること。
7. テイクオフおよびランディングエリアには最低１本以上の吹き流し（風見）を設置すること。
8. テイクオフエリアに風速計を設置すること。
9. フライト場所の使用許可を得ていること。

10. フライトコース内の諸行政（役所、警察、消防署等）に対して、当該大会の告知をしておくこと。
11. 緊急医療設備が近くにあること。
12. 応急処置に必要な備品をそなえること。

（C）競技内容に関する規則

1. 参加者は有効な JHF フライヤー会員登録をしていること。
2. フライトは全て選手個人の責任において行うこと。
3. 使用機材の安全性は選手個人により確保されていること。
4. フライトは使用機材の運用限界内で行うこと。
5. 適切な防護ヘルメットを着用すること。
6. 使用機材が損傷した場合には遅延なく主催者に知らせ、適切な処置（パーツ交換・修理）をすること。処置後の機材は損傷を受ける以前と同様の耐空性を持っていなければならない。
7. 選手は心身共に競技が出来る健全な状態でなければ競技をしてはならない。
8. 電線、建造物、人込み等の上空は安全な高度（100m 以上を目安とする）を保って飛行すること。
9. 危険となる物品を投下してはならない。
10. 航空法を遵守すること。
11. 雲中飛行は禁止とする。
12. サーマルには既に旋回中のフライヤーと同方向に旋回するように入ること。
13. 競技タスクは参加選手の技能に応じたものとする。
14. 競技規則は大会開始後、安全上の理由以外で変更してはならない。ただし連盟会長が特に認めた場合はその限りではない。しかし変更した規則を遡って適用することは出来ない。
15. 参加選手はフライトしたか、しないかにかかわらず毎日安全確認の報告を決められた時間 迄に行うこと。
16. 大会規則に違反した選手あるいは役員の指示に従わない選手には警告を与える。２回警告を受けた選手は大会失格とする。
17. 重大な危険行為をした選手および不正を働いた選手はその時点で大会失格とする。
18. 予備日を設定する場合には、その旨と予備日使用のためのルールを開催要項に明記すること。
19. 大会によってはローカルルールとして、ハーネスからの脱落防止装置が義務づけられる場合がある。

（D）競技参加に関する規則

1. 使用する機材の安全性・耐空性は選手自身により管理され、確保されていなければならない。少しでもそれらに問題がある場合はフライトをしてはならない。
2. 心身ともに良好でない場合はフライトをしてはならない。
3. フライトに支障をきたす薬物やアルコールを摂取してフライトをしてはならない。
4. 選手は自分の使用する機材の特性を十分理解し、なおかつその運用限界内で使用しなければならない。
5. 使用機体は、シリアル機および CIVL COMPETITION CLASS（CCC）適合認定された機体のみとする。シリアル機とは、EN 規準あるいは LTF（DHV）規準に適合していると、CIVL あるいは JHF

の認めた認証機関が認定証を発行したものおよび認定証を発行された機体と同型機でサイズの違うもので、改造されていないものを言う。

(a) 大会主催者は、大会期間中いつでも、選手に対して機体の整備状況や安全性について報告を求め、また、機体を検査することができる。また、安全性に問題があると判断された場合は、その問題が解消されるまで、その機体の使用を制限することが出来る。

(b) 選手は大会参加に際し、自分の乗る機体がシリアル機あるいは CCC 適合認定された機体であり、改造をしていない旨の声明書を提出しなければならない。

6. たとえ競技が開始されても、気象条件が自分の能力の限界を超えている、あるいは超えそうだと判断したらテイクオフを断念すること。
7. 競技フライト中、たとえ競技が中止されなくても、気象条件が自分の能力の限界を超えている、あるいは超えそうだと判断したら速やかに競技を中止し、安全に着陸すること。
8. 決定されたタスクの飛行コースが自分の能力では安全にフライト出来ないと判断したら、テイクオフを断念すること。
9. 競技フライト中、タスクの飛行コースが自分の能力では安全にフライト出来ないと判断したら、安全なコースに迂回するか速やかに競技を中止し安全に着陸すること。